

令和6年度青森県非農家出身者再チャレンジ支援事業 募集のお知らせ

非農家出身者の経営改善に向けた取組を支援します。

1 事業対象者

応募時において、就農4年目から6年目の非農家出身の独立自営就農者で、国の農業次世代人材投資事業の経営開始型又は新規就農者育成総合対策の経営開始資金を受給している（受給していた）者
（その他要件がありますので、詳細は公募要領でご確認ください。）

2 補助率

2分の1以内（上限1,000千円）

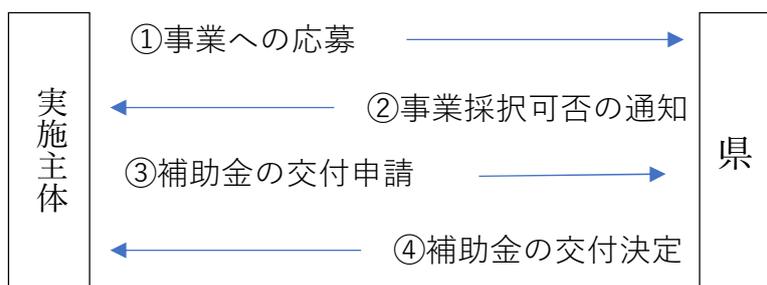
3 対象となる取組内容

- ・販路拡大、認証取得等に要する経費
- ・簡易な基盤整備、改植、栽培設備等の設置又は修繕に要する経費
- ・農機具、加工機械等の購入又は修繕に要する経費
- ・土壌改良資材、種苗、農業用資材等の購入費
- ・家畜の導入に要する経費 など

4 活用できる事例

- ・販路を拡大するため、見本市に出展したい
- ・冬場の保温対策として、二重カーテンを導入したい
- ・ウイルスフリー苗を購入し、品質向上を図りたい
- ・土壌の酸性化により単収が落ちているので、土壌改良資材を導入したい など

5 事業の流れ



6 応募期限

令和6年6月3日（月）

お住まいの地域県民局地域農林水産部又は構造政策課へお問い合わせください

<各地域県民局窓口>

東青地域県民局農業普及振興室：017-734-9990 西北地域県民局農業普及振興室：0173-35-5729
中南地域県民局農業普及振興室：0172-33-4821 上北地域県民局農業普及振興室：0176-23-4281
三八地域県民局農業普及振興室：0178-27-4444 下北地域県民局農業普及振興室：0175-22-2685

<事業担当課> 青森県構造政策課 担い手育成グループ（TEL:017-734-9463）

補助事業には、ルールがあります！

補助事業は県民の大切な税金を活用していますので、県の規則で定められたルールを守る必要があります。

事業の申請前に購入したものは補助対象外です！

Q：事業の申請前に購入した機械は、補助対象ですか？

A：交付決定した後、購入したものが補助対象になります。

毎年、購入しなければならないものや汎用性の高いものは対象外です！

Q：燃油は対象ですか？

A：事業終了後も毎年購入が必要な燃油は対象外です。また、パソコンなど汎用性の高いものも対象外です。

定められた用途以外に補助金を使ってはいけません！

Q：トラクターを購入する計画が採択された後、前金で補助金をいただきました。先に車のローンの支払いに使い、農作物の売上げが出てから、トラクターメーカーに支払ってもいいですか？

A：トラクターの購入のためにしか支払ってはいけません。



補助事業で購入した機械等は勝手に売ることができません！

Q：補助事業で購入した機械を売ってもいいですか？

A：耐用年数期間内は、県へ手続きをした上で、機械を売ることができますが、補助金の一部を返還する必要があります。



補助事業は、金銭的には助かりますが、事業が終わっても様々な制約を受けることとなります。

申請する前に、ご自身の経営計画を考えて、活用を検討してください。